

会員管理及び会費規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人静岡県歯科技工士会（以下「本会」という。）の定款第3章の規定に基づき、会員における入退会についてその手続を定めるとともに、会員が有する権利並びに本会に納入する会費額について明示し、もって適正な会費管理を行うことを目的とする。

(会員の資格)

第2条 本会の会員は、定款第5条の区分においてそれぞれの権利義務を有する。

(入会金及び会費)

第3条 定款第7条における会員の入会金及び会費は、別表のとおりとする。

2 会員として入会を希望するものは、入会金を本会に納入しなければならない。

(会費の使途)

第4条 別表に定める会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的事業に使用し、その他を収益事業等会計及び法人会計に使用する。

(入会の申し込み)

第5条 会員として入会を希望するものは、本会所定の入会申込書（様式1）に記入捺印し、第3条に定める入会金を添え本会へ提出するものとする。

2 賛助会員として入会を希望するものは、本会所定の入会申込書（様式2）に記入捺印し、本会へ提出するものとする。

(入会の承認)

第6条 本会は、入会申込書を受けたときは、速やかに理事会において審議し、承認を得た場合は申込者に連絡する。

2 入会日は、本会が入会申込書を受理した日とする。

(変更)

第7条 会員は、登録内容に変更が生じた場合は速やかに本会所定の変更届（様式3）に記入捺印し、本会に提出するものとする。

(退会等の手続)

第8条 会員は、退会する場合、本会所定の退会届（様式4）に記入捺印し、本会へ提出するものとする。

2 前項による退会日は、退会届が本会に到着した日とする。

3 会員が死亡した場合には、その遺族が第1項に準じ届け出るものとする。

4 退会者は退会日に属する月度分まで会費を支払わなければならない。ただし、年払制の会費は、退会日の属する年度分まで支払うものとする。

(会費の免除)

第9条 次の場合、会費及び入会金を免除することができる。

- (1) 女子会員の出産並びに育児に伴う事情のため、出産後3ヶ月以内に会長に会費免除を申請したときは、会費を免除することができる。免除期間は出産した月より2年とするが、期間中に免除の理由が消滅した場合は翌月より免除期間を終える。
- (2) 80才を迎えた会員については、次年度4月からの会費を免除する。
- (3) 満75才以上の会員については、共済会費を免除する。
- (4) 歯科技工士学校卒業後3年以内の入会者については、入会金を免除する。

(会員へのサービス内容)

第10条 本会は、会員に対する次のサービスを提供する。ただし、会員種別等により、その提供範囲、受領内容等が異なる場合がある。

- (1) 機関誌その他刊行物の受領
- (2) 本会ホームページ等における会員専用ページの閲覧
- (3) 郵便、ファクシミリ、電子メール等による本会活動等情報の入手
- (4) 本会が実施する調査、研究事業に関する資料、報告書等の入手
- (5) 本会が主催等する会議、研修会等への参加
- (6) 本会が販売する書籍、物品等の購入等

(サービス内容の変更)

第11条 本会は、前条のサービス内容を本会ホームページにおいて公開する。

2 前項のサービス内容への追加・削除・変更は、本会ホームページ等において告知する。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 会員は、その権利を第三者に譲渡又は貸与してはならない。

(秘密保持)

第13条 本会は、会員に関する情報及びサービスの提供上知り得た情報を他に開示又は漏洩せず、サービスの提供に必要な範囲を超えては使用しない。

(禁止事項)

第14条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 本会又は他者の著作権、商標権等知的所有権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれが著しく高い行為
- (2) 他者の財産、権利、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれが著しく高い行為
- (3) 他者を差別、誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を著しく毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に密接に結びつく行為又はそのおそれが著しく高い行為
- (5) 本会に損害を与える行為、又はそのおそれが著しく高い行為

(6) 他者になりすましてサービスを利用、又は情報提供する行為
(損害賠償)

第15条 本会は、会員が前条の禁止事項に違反し、またはその他の事由により、本会に損害を与えたときは、会員等に対しその賠償を求めることができる。
(免責)

第16条 本会は、会員が第 10 条に定めるサービスを自発的に利用し展開する行為により、第三者との間で生じたトラブル等に関して、一切の責任を負わないものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表) 会員管理及び会費規程

【会費・入会金一覧】

	入会金	一律	5,000 円
会費	会員会費	月額	1,650 円
	共済会費	月額	1,000 円
	生涯研修費	年額	2,000 円
	自営者会費	年額	6,000 円
	賛助会員会費	年額	20,000 円